

勝山市スクールバス運行業務共通仕様書

- 1 本業務は、勝山市（以下「発注者」という。）が所有するバス車両を受託者に貸与し、受託者はこれを管理するとともに、計画に基づいてこれを運行するものとする。
- 2 運行の内容については次のとおりとする。

学校再編に伴う令和9年度以降の生徒の登下校及び市民の移動のため、朝夕において定期便の運行を行う。また、定期便の運行に支障がない範囲において、児童生徒が社会科見学等で移動する際の目的外運行を行う。
- 3 業務期間については次のとおりとする。

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

運行の詳細については、「6 基本的な運行内容」を参照すること。
- 4 業務の基本方針は次のとおりとする。
 - (1) 生徒の登下校時等における送迎業務を安全かつ確実に行うこと。
 - (2) 道路交通法及び関係法規・規定を遵守すること。
 - (3) 運行前には、運転士の健康状態を運行管理責任者が確認すること。

また、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に基づく、酒気帯びの有無の確認を行うこと。
 - (4) 車両の整備点検は常に万全の注意を払い、緊急時には速やかに対応すること。受託者は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号、以下「施行規則」という。）第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから整備管理者を選任し、車両の安全の確保及び車両保管場所の環境の保全等を図ること。また、受託者は、整備管理者を選任、変更又は解任したとき、その他施行規則第70条第1項第3号に該当する場合には、すみやかにその旨を発注者に届け出るものとする。
 - (5) 万が一、事故等が発生した場合は、全面的に対応すること。
 - (6) 運転士の雇用にあたっては、地元雇用に優先すること。
 - (7) 運転士の休暇取得及び病休等による欠員が生じないように補充用人員を確保すること。
 - (8) 運行に際しては以下の事項を遵守すること
 - ア 生徒等利用者には常に笑顔で接し、挨拶や声掛けも欠かさず行うこと。
 - イ シートベルトを必ず着用するよう指導すること。
 - ウ 生徒の乗降車時は安全確認後に発車すること。
 - エ 運行ルート及び乗降場所付近の交通状況を事前に十分把握し、安全運転に努めること。
 - (9) 業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 5 受託者は業務を円滑に遂行するために運転士以外で運行管理責任者を配置すること。事故等緊急時の対応を始め、市及び学校との連携、随時の協議を行うものとする。なお、運行管理責任者は運行開始時間から運行終了時間まで対応できるようにすること。

6 基本的な運行内容は次のとおりとする。

(1) 定期便運行

運行日：年間 200 日程度

(令和 9 年度：200 日、令和 10 年度：201 日、令和 11 年度：202 日) を予定

運休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、学年はじめ休業(4月1日から4月7日まで)、夏季休業(7月21日から8月29日まで)、冬季休業(12月24日から1月7日まで)、学年末休業(3月25日から3月31日まで)

ただし、上記に該当する日であっても、勝山中学校が授業を実施する日は運行日とする。なお、授業を実施する日は各年度の初めまでに受託者に通知する。

運行時間： }
停留地点： } 別添特記仕様書において定める
運行業務時間： }
運行経路： }

ただし、特記仕様書記載の運行表並びにスクールバス路線図は令和 9 年度の運行基本経路での設定であり、乗車する生徒の実情に応じて停留地点及び運行経路は双方協議の上、適宜見直すこととする。

(2) 目的外運行

運行日：定期便運行日で発注者が必要に応じて発注する日

ただし、発注は運行日の 10 日以上前とする

運行内容：市内各小学校、中学校の社会見学やプール学習等の送迎

運行業務時間：実際に配車準備から帰庫点検等が終了した時間(ただし、1回の運行時間は3時間以上とする)

(3) 車両管理

① 出庫前及び帰庫後の各点検、調整、修理

ただし、自動車継続車検時における公租公課費用については発注者が別途負担するものとする。

② オイル等、車両消耗品・摩耗部品の購入・交換及び給油に関する業務

③ 事故処理に関する事項

④ その他貸与車両の保管、管理に関する事項

ただし、貸与車両(タイヤ等の付属品を含む。)の保管場所については、市が指定する保管場所又は受託者が確保する保管場所いずれを使用してもよいものとする。ただし、いずれの場合も受託者の責任において保管及び管理するとともに、それらに係る費用については受託者の負担とする。

(4) 運行に伴う報告書の作成

① 運行管理業務報告書(②の運転日報の写しを添えて翌月 10 日までに市へ提出(ただし、3 月分については、当月の運行末日に提出))

② 運転日報(点検結果、出庫・帰庫時間、バス停ごとの乗降人数、走行距離、消耗品取替・修繕記録等)

- ③事故報告書（事故発生時には速やかに連絡するとともに、事故報告書を提出）
- ④その他業務に関して、市より指示があったもの
- (5) 事故対応
 - 業務上発生した事故の対応（損害賠償責任の負担、学校・教育委員会等への連絡等）
- (6) 運行準備
 - 契約締結後、実際の運行業務が始まるまでに、発注者と打ち合わせを行い、運行路線を試走する等して安全を確認するものとする。
 - また、令和8年度中に運行車両が納品された後速やかに受託者に貸与するものとし、運行までの試運転及び適切な保管管理及び、令和9年3月にスクールバス対象生徒等に乗車体験を実施すること。なお、上記に係る費用については受託者の負担とする。
- (7) その他
 - 委託業務に関し、ここに示されていない軽微な事項について、市が指示するもの

7 緊急時の対応及び連絡等は次のとおりとする。

- (1) 自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、市及び学校と協議のうえ対応を決めること。
- (2) 万一、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに、市及び学校と協議のうえ、その処理にあたること。ただし、使用者の故意又は過失による場合は、受託者の責任において全面的に問題解決にあたること。

8 受託者は、運行管理責任者、整備管理者及び運転士の安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応、また、生徒や保護者等から苦情が生じないよう、ふさわしい接遇ができるよう定期的な教育体制を整えること。

9 損害賠償義務については次のとおりとする。

- (1) 受託者は、委託業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、市及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- (2) 受託者は、前項を履行するため、貸与車両について受託者を契約者とする自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。

10 費用負担は次のとおりとする。

- (1) 市と受託者が負担すべき運行費用の区分は、次のとおりとする。

項 目	受託者	発注者
車両の管理保守点検 (自動車継続検査、法定点検、日常点検)	○	○ (車検時の公租公課は市で負担)
車両の整備	○	—
車両の維持管理(清掃を含む)	○	—
安全運行管理(安全衛生管理を含む)	○	—
事故等による車両・設備等の損傷の回復	○	—
搭乗者の被災に対する責任	○	—
自賠償保険の加入	—	○
任意保険の加入(補償額は下記以上)	○	—

対人・対物賠償：無制限 人身傷害：1名につき3,000万円 車両保険：時価	※証書(写)を提出	
燃料費	○	—
消耗品（油脂類含む）	○	—
連絡用の通信機器	○	—
包括的な管理責任	○	—

なお、特別な事情が発生した場合は、発注者と受注者が協議して決定する。

- (2) 業務に当たる人員の人件費は、労働基準法その他の関連法令法に基づき必要な資格と資質を持った労働者が十分に確保可能な賃金水準とするよう特に配慮しなければならない。
- (3) 運行に係る経費は、運行業務時間に契約した運行業務単価を乗じた金額を支払う。
- (4) (1) に定める費用のうち車両の整備等に係るものは、走行距離 (km)に契約した整備キロ単価を乗じた金額を支払う。
- (5) 運行時間の変更等への対応については、双方協議のうえ調整を行い、業務量に大幅な増減が生じた場合は、契約金額の変更を行う。
- (6) 委託料の支払は、運行管理業務報告書とともに毎月市へ請求することとする。請求額は、当該月の(3)の計算による額と、当該月の(4)の計算による額の和とする。発注者は運行管理業務報告書等を確認し、請求内容等に不備がないことを認めた後30日以内に支払うものとする。
- 11 受託者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りではない
- 12 本仕様書に定めのない項目であっても、委託業務に付随する業務は誠意をもって実施すること。

【勝山中学校スクールバス貸与予定車両一覧】

番号	定期便 運行対象	乗車 定員	メーカー	車種・型式
1	平泉寺方面	29	三菱ふそう	ローザ(4WD) 型式:2WG-BG740G-AAH
2	猪野瀬方面 (毛屋、南校前経由)	45	日野	メルファ 型式:RR2AJDV-EMUDAPC-JF
3	猪野瀬方面 (あさひ公園前、越前大仏前経由)	45	日野	メルファ 型式:RR2AJDV-EMUDAPC-JF
4	野向方面	14	日産	キャラバン(4WD) 型式:3BF-DS8E26
5	市街地循環線 (中部方面)	45	日野	メルファ 型式:RR2AJDV-EMUDAPC-JF
6	荒土方面	29	三菱ふそう	ローザ(4WD) 型式:2WG-BG740G-AAH
7	鹿谷方面 (保田経由)	29	三菱ふそう	ローザ(4WD) 型式:2WG-BG740G-AAH
8	鹿谷方面 (雇用促進住宅経由)	29	三菱ふそう	ローザ(4WD) 型式:2WG-BG740G-AAH
9	北郷方面	45	日野	メルファ 型式:RR2AJDV-EMUDAPC-JF

※上記は購入予定車両であり、実際に運行する車両は変更となることがあります。

運転日報（ 方面）

令和 年 月 日（ ）										天気					
整備等に関すること															
点検担当者		点検内容及び異常の有無													
定期運行便に関すること															
朝	出庫時間					帰庫時間									
	運 転 者					走 行 距 離									
	バス停名														
	乗車人数														
	降車人数														
夕	出庫時間					帰庫時間									
	運 転 者					走 行 距 離									
	バス停名														
	乗車人数														
	降車人数														
	乗車人数														
降車人数															
目的外運行に関すること															
運 行 ル ー ト						乗車団体					乗車人数				
						運行時間					運行距離				
						運 転 者									
運 行 ル ー ト						乗車団体					乗車人数				
						運行時間					運行距離				
						運 転 者									

確認者

運行管理者： _____

勝山中学校スクールバス運行業務特記仕様書（鹿谷方面1）

この仕様書は、勝山市スクールバス運行業務共通仕様書（6）1に関する鹿谷方面1の特記仕様を定める。

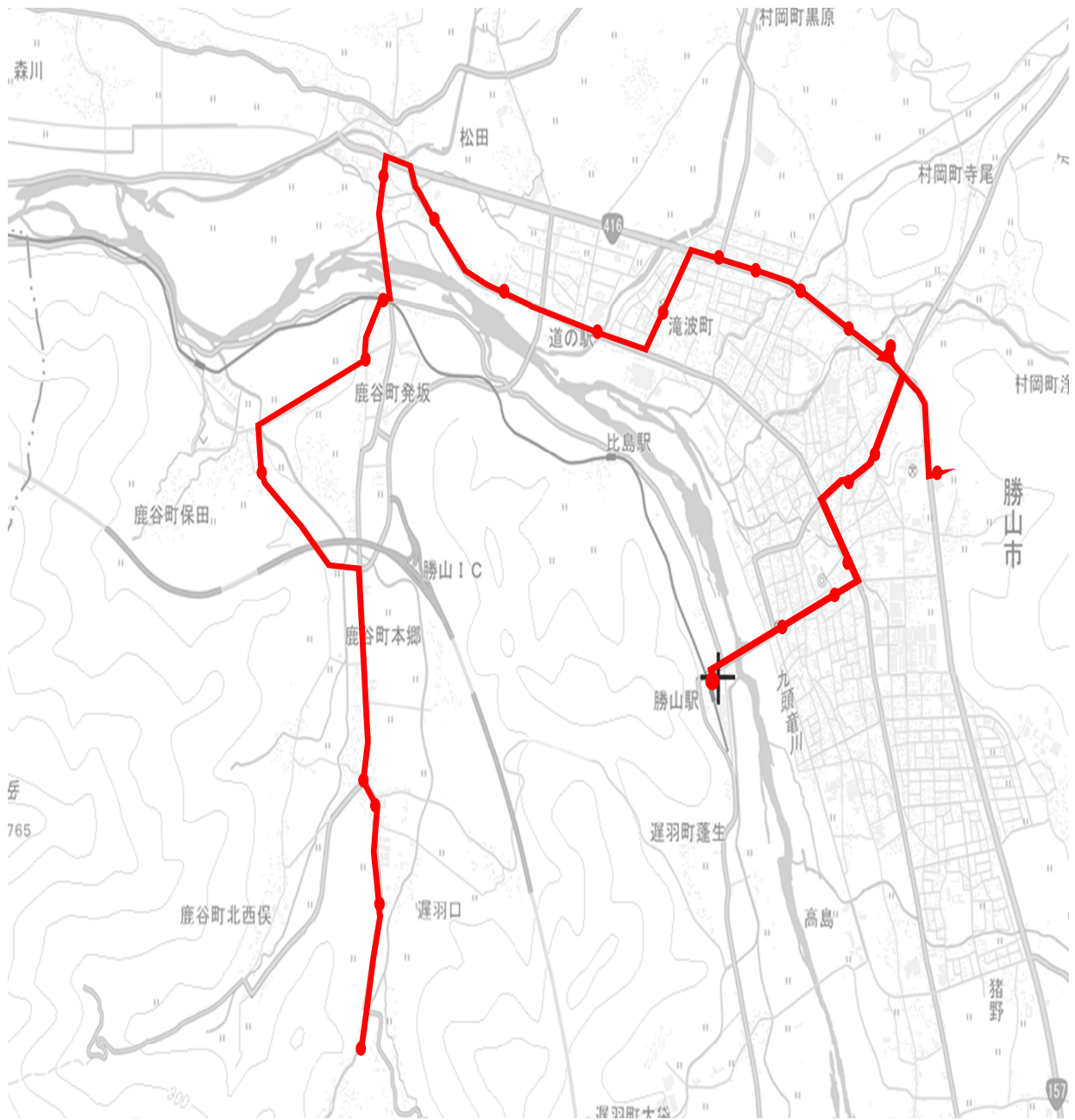
①運行時間：（朝）7時46分から8時23分 （夕）16時36分から18時23分

7 鹿谷方面(保田経由)				
【登校時】		【下校時】		
停留地点	時間	停留地点	時間(1便目)	時間(2便目)
矢戸口	7:46	勝山駅前	16:36	17:46
西遅羽口	7:47	尊光寺前	16:38	17:48
東遅羽口	7:48	サンプラザ前	16:39	17:49
本郷	7:48	ゆめおーれ前	16:40	17:50
鹿谷小学校前	7:49	芳野	16:41	17:51
保田	7:52	勝山高校入口	16:42	17:52
保田口	7:55	ジオアリーナ	16:45	17:55
発坂駅前	7:56	福井勝山総合病院	16:52	18:02
北部中学校前	7:58	村岡公民館	16:53	18:03
松田口	7:59	郡	16:54	18:04
松ヶ崎	8:00	農協会館前	16:55	18:05
新保	8:01	滝波口	16:56	18:06
勝山警察署	8:02	勝山警察署	16:57	18:07
滝波口	8:03	新保	16:58	18:08
農協会館前	8:04	松ヶ崎	16:59	18:09
郡	8:05	松田口	17:00	18:10
村岡公民館	8:06	北部中学校前	17:01	18:11
福井勝山総合病院	8:07	発坂駅前	17:03	18:13
ジオアリーナ	8:10	保田口	17:04	18:14
勝山高校入口	8:17	保田	17:07	18:17
芳野	8:18	鹿谷小学校前	17:10	18:20
ゆめおーれ前	8:19	本郷	17:11	18:21
サンプラザ前	8:20	東遅羽口	17:11	18:21
尊光寺前	8:21	西遅羽口	17:12	18:22
勝山駅前	8:23	矢戸口	17:13	18:23

※ 上表は令和9年度の運行基本経路での設定であり、乗車する生徒の実情に応じて停留地点及び運行経路は双方協議の上、適宜見直すこととする。

②運行業務時間：5.6時間/日（乗車前確認、運転時間、乗車後確認、報告書作成時間含む）

③運行経路



※上表は令和9年度の運行基本経路であり、乗車する生徒の実情に応じて停留地点及び運行経路は双方協議の上、適宜見直すこととする。